

中小事業主のみなさまへ

# 「労働保険事務組合」を ご利用ください



事業主の皆さんに代わって  
「労働保険」の事務処理を行う  
「労働保険事務組合」へ  
事務委託をおすすめします。





## 労働保険とはこのような制度です

### 労災保険＋雇用保険 ＝ 労働保険

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険を総称した言葉です。

保険給付は、各制度により別個に行われていますが、保険料の徴収等については、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

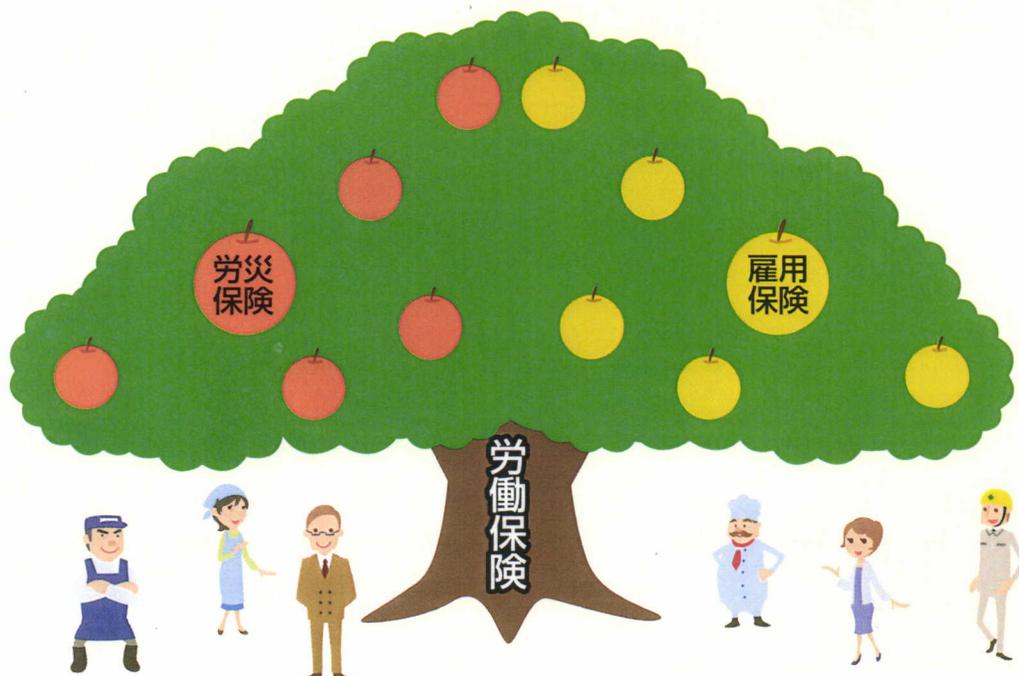
労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、**労働者を一人でも雇っていれば、その事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないこと**になっています。

#### ● 労災保険

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

#### ● 雇用保険

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な保険給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。



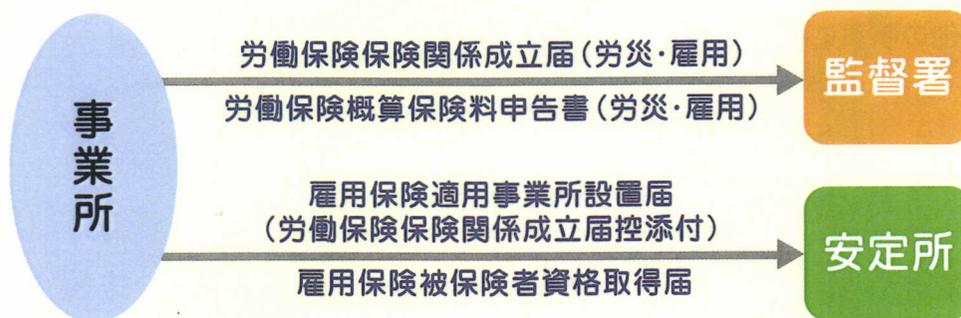


# 労働保険の加入手続

労働保険は、事業の種類により一元適用事業と二元適用事業に区別され、加入手続が異なります。

## ● 一元適用事業

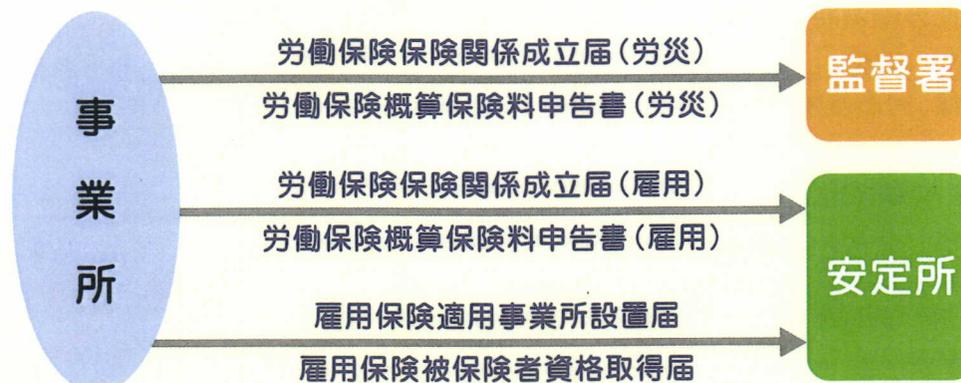
労災保険と雇用保険を合わせて一つの労働保険と取り扱うもので、次の二元適用事業以外のすべての事業が該当します。



## ● 二元適用事業

労災保険と雇用保険を別々に取り扱うもので、次の事業が該当します。

- 1 農林水産の事業
- 2 建設の事業
- 3 港湾労働法の適用される港湾において行う事業
- 4 都道府県及び市町村並びにこれに準ずるものの行う事業





## 労働保険事務組合制度

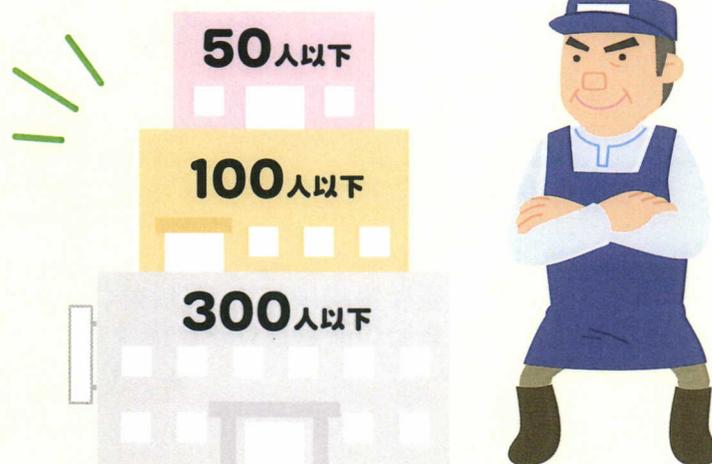
### ● 労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

### ● 委託できる事業主は

常時使用する労働者が

- 1 金融業、保険業、不動産業、小売業にあつては50人以下の事業主
- 2 卸売業、サービス業にあつては100人以下の事業主
- 3 その他の事業にあつては300人以下の事業主



### ● 委託できる事務の範囲

- 1 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- 2 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- 3 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- 4 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- 5 その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務及び労災保険、雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

### ● 労働保険事務組合へ委託するには

事務を委託するときは、委託手数料等が必要となります。詳細については、各事務組合へお問い合わせください。

### ● 労働保険事務組合への委託手続きは

労働保険事務組合に労働保険の事務を委託するには、まず「労働保険事務委託書」を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出します。

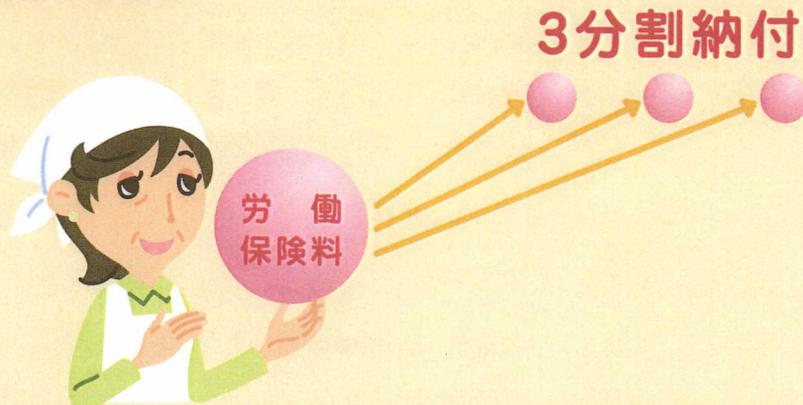


## 事務処理を委託すると次のような利点があります

- 1 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので事務の手間が省けます



- 2 労働保険料の納付については、金額の多少にかかわらず3回に分割納付できます



- 3 労働者を年間で使用する日数の合計が100日以上となることが見込まれる場合は、労災保険に加入することができない事業主や役員・家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます



加入OK!





## 労保連労働災害共済(労災上乘せ補償制度)

労働災害に伴う補償は、国の労働者災害補償保険法に基づき公的な補償が行われていますが、昨今はそれ以外に事業主が何らかの補償を求められるのが一般的になっております。そのため補償をめぐって争いが生じ、裁判にまで発展するケースがあります。

このようなことを未然に防ぐために設けられたのが、労保連労働災害共済(以下「労保連共済」という。)です。なお、この労保連共済に加入できる事業主は、労保連会員の事務組合に、事務処理を委託している事業主です。

### ● 安い掛金

労保連共済は、中小企業事業主の方々の負担を考えて、共済掛金額が安く設定されております。

### ● 手厚い補償

共済金は、被災労働者の平均賃金をもとに算出され、休業・障害・死亡に対して手厚く補償されます。

休業共済金 労災保険と併せて、100%の収入を補償

障害共済金 障害等級1級から14級まで手厚く補償

死亡共済金 平均賃金をもとに最高2,000日分を補償(2口加入の場合)

### ● 幅広い対象災害

労働基準監督署長の支給決定を受けた業務上災害・通勤災害について補償されます。

### ● 特別加入者も対象

労災保険に特別加入している事業主・海外派遣者等も加入できます。また、臨時・パート・アルバイトについても、常用労働者と同様に補償の対象となります。

### ● 非課税

事業主が負担する共済掛金は全額損金として認められます。また、支払われる共済金は課税所得となりません。

### ● 掛金の割引

過去3年間継続加入し、その年度の掛金額が10万円以上の事業場で、共済金の請求がない場合は、翌年度から共済掛金の割引が行われます。

### ● 加入手続きが簡単

事務委託事業主が労保連共済に加入するときは、契約申込書に掛金を添えて事務組合に提出するだけで契約が完了です。

くわしくは、会員事務組合または下記にご連絡ください

広島県労働保険事務組合連合会

〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23

TEL 082-228-9158